

令和6年1月 韮崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年1月25日(木) 13:30~15:20

2. 開催場所 韮崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(17名)

農業委員

農地利用最適化推進委員

1番	柳本 進	20番	雨宮 一夫
2番	仲田 孟	21番	曾雌 源興
3番	伊藤 光	22番	猪股 昇
4番	(欠番)	23番	猪股 和宏
5番	横森 武千代	24番	金丸 光太郎
6番	志村 保則	25番	今福 重幸
7番	伴野 正明	26番	小泉 尚志
8番	比志 秀樹	27番	内藤 幹雄
9番	樽林 信昭(欠席)	28番	小澤 仁
10番	山本 弘行	29番	功刀 良人
11番	深澤 博文	30番	中込 秀樹
12番	鶴田 好仁	31番	小野 賢治
13番	駒井 恵二	32番	井上 清
14番	山本 昌巳	33番	志村 圭一
15番	秋山 武仁		
16番	矢崎 芳章		
17番	飯野 直人		
18番	浅川 節子		
19番	堀川 喜美雄		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3	議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	8件
	議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	1件
	議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	4件
	議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地利用集積計画の承認について	2件
	議案第5号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	4件
	報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	4件
	報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	2件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：結城 正剛

事務局次長：早川 洋

書 記：小屋 了・志村 奈美

6. 会議の概要

<事務局次長>

ただ今から令和6年1月 蕪崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局次長>

本日は事務局長が他の公務の為少し遅れるため、私が代理で進行を務めます。それでは、蕪崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中17名で、定足数に達しております。

次に、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、16番 矢崎 芳章 委員、19番 堀川 喜美雄 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員 小屋氏 と 志村氏 を指名いたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	8件	2,847㎡
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	1件	624㎡
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	4件	1,526㎡
議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地利用集積計画の承認について	2件	5,881㎡
議案第5号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	4件	46,456.92㎡
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	4件	30,954.73㎡
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	2件	5,958㎡
合計		26件	96,963.65㎡

次に、会務報告ですが、

1月9日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長及び事務局 小屋が出席しました。
1月20日、「やまなし農業・農村シンポジウム」に農業委員5名、推進委員3名、事務局2名が出席しました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが8件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きによる所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）取得予定の宅地続きのための所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）宅地続きのための所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きによる所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）宅地続きのための所有権移転の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きによる所有権移転の申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

<議 長>

これより、質疑に入ります。

<委員A>

農地法第3条の申請について、農業委員会における判断基準として農業委員会研修テキスト2に全部効率利用要件の記載があり、機械・労働力・技術という面に着目するといったことが記載されています。また、下限面積要件は撤廃されたけれど、全部効率要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は存置するとのことで、その部分はしっかりと審査していかなければならないと思います。さらに、テキスト内に「権利取得後に行う耕作の具体的内容を明らかにしない」「農地の一部のみで耕作する」といった場合は、申請を認めることはできないとあります。先月保留となった3案件のうち、1件は面積が広大だが農業未経験で機械も所持していないということで、すべての面積を使用した営農計画書をきちんと作成するようという事で保留になりました。今回、2番と6番が先月の保留案件ですが、2番については場所柄地域の調和性も重要となりますので、何を栽培するための経営拡張かを記載をしてもらえれば、3つの要件を満たしているとして許可としてよいと思います。6番については、農林水産省の事務処理要領において「権利取得者が自家消費を目的とした農作物の栽培であっても、許可することは可能」とあります。しかし、「その地域で行われている農業と同じだけの生産性を上げなければならない」ともあります。そのため、6番の申請理由としては、「自家用野菜の栽培」ということであれば許可でよいと思います。

<事務局>

ありがとうございます。なお、先月の保留案件の残り1件ですが、書類の再提出を依頼しておりますので、来月以降にまた審議をお願いいたします。

<委員B>

先月保留になった案件のうち、残りの1件も今月の2番と同じ地域の申請かと思いますが、保留になっている経過を教えてください。

<事務局>

面積が大きいため聞き取りを行い、申請書の補正をお願いしております。ぶどうの栽培を目的としておりますが、半分は醸造用のぶどう栽培をしたいということで、棚づくり等も含めた営農計画書の再作成という話をしているところです。

<委員A>

先月の保留案件は意見を言わせていただきましたが、今月の申請案件についても、申請理由を皆さんでもう一度確認していただきたいと思います。今月の申請案件については、この場でひとつひとつ確認しながら審議をし、次回から全部効率要件の3つをすべて満たしているのか、資料を見てわかるような表記にしていきたいです。もしくは、地元の農業委員さんに事前調査をしていただくことも考えていかなければなりません。

<委員C>

前期委員のときも3条のチェックリストの話をしました。事務局の説明不足もあると思います。

<委員D>

委員Aから意見があったようなことを記載できるように、一目で要件をクリアしていることがわかるような様式に変更することは可能なのでしょうか。

<委員A>

本来は備考欄に要件チェックなどの欄があればいいのですが、難しいのであればきちんと記載をしていただきたいと思います。でなければ、今のままでは今月の案件は2番と6番以外は保留とせざるを得ません。ただし、行政手続法において、処理日数が3ヶ月を超えると不服申し立てということになります。なるべく短時間に許可・不許可の回答をしなければならないと思います。

<事務局>

今までのやり方としては、事務局において確認しながら申請書を受付けており、要件を満たしているものを農業委員会にあげております。委員の仰ることも真摯に受け止めたいと思いますが、先ほどの行政手続法の話もありますが、申請者の不利益につながらないためにも、やり方を変えるということであれば、慎重に進めていくべきだと思います。今回は前年踏襲の中で資料を作成しているため、要件の確認については今まで通り事務局を信頼していただき、今回は今後どうするかを検証するなど進めていただければと思います。

<委員A>

保留にしたら、これでやらざるを得ないため判断をするしかありません。様式を変えとなれば、どのくらいの時間がかかるかわかりません。そのため、ひとつずつこの場で要件を確認しましょうと提案をしています。この内容で判断をして、何かあった場合こう書いてあったからとしか私たちは言えません。ですので、今回はひとつずつ確認するというやり方をしましょう。(1～8全部効率要件確認)

<委員E>

日本人が農業をするのであればいいと思っていたのですが、その後ろに外国人いるかどうかというのは事務局で把握しているのでしょうか。

<事務局>

9月に法改正がありまして、申請書に国籍要件ができました。外国籍の方が取得できないということではありませんが、確認するということが追加になりました。

<委員E>

申請時にはわからなかったけれど、数年後に問題が発覚して外国人が後ろにいたということが起こった場合、許可を取り消すということはできるのでしょうか。

<委員A>

農地法第3条の2に勧告や許可の取り消しに関する記載があります。虚偽の申請であれば取り消しができると思いますが、申請内容はよく確認することが重要だと思います。

<委員F>

すでに農業経営していた方については、経営拡張したのちに何を栽培するかということは、記載しなくてもよいと思います。実際に耕作をしているわけですから、実績に基づいて何らかの作物を作る、ということが読み取ることができますので、これまで通りの記載方法でよいと思います。実績のない方については、細かく記載をするなど配慮をいただければ、より判断がしやすくなると思いますので、その辺りを事務局で気を付けていただければと思います。

<議 長>

その他に質疑がありますか？

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から8番について、修正をしたのち、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号について、修正をしたものについてを承認いたします。

次に議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の3ページをご覧ください。今月の農地法第4条の規定による許可申請は、1件となっております。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は龍岡町若尾新田清水久保、資材置場建設のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：浅川職務代理

(各委員より現地調査に基づく説明)

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(意見・質問なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達い

たします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、所有権の移転に関するものが4件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町上今井中組、古民家宿泊施設敷地拡張のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條中割穴田、個人住宅建設のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町下條東割門開、個人住宅建設のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町下條南割北原、資材置場建設のための申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：猪股（昇）委員

申請番号2番：秋山委員

申請番号3番：志村（圭）委員

申請番号4番：堀川委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、1番から4番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第4号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の6ページをご覧ください。今月の農用地利用集積計画の承認については2件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：5年、再設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：10年、新規設定です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員A>

経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画については、将来的にはできなくなるとお思いますので、中間管理事業を利用の方がよいと思うのですが、何か理由はありますか。

<事務局>

窓口にて説明を行っておりますが、申請者の意向によるもので、詳しい理由は不明です。

<議長>

その他に質疑がありますか？

(質問、意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

次に、議案第5号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題といたしますが、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件がありません。農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族、その配偶者に関する事項についてその議事に参与することができない。」とされております。申請の中に委員に関する案件がありますので、議案第5号が終了するまで、退席をお願いいたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の7ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については4件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：野菜、期間：10年10ヶ月、新規設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：10年10ヶ月、新規設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：5年10ヶ月、新規設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：4年10ヶ月、再設定です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第5号について原案のとおり承認いたします。
次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・第2号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が4件、通知が2件です。議案集の13ページをご覧ください。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保琵琶坂、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條北割金山他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條中割竹ノ花他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町下條東割阿寺沢他、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告案件第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

報告該当土地 1 番 該当所在地：大草町上條東割大石 3 筆 1,302 m²
報告該当土地 2 番 該当所在地：大草町若尾高芝原他 7 筆 4,656 m²

<議 長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

(その他の件について、事務局より説明)

質疑等ございますか？

(質疑なし)

<事務局長>

浅川職務代理より閉会のあいさつをお願いいたします。

<職務代理>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和6年1月農業委員会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小屋 了

○書記：志村 奈美